

目的別	地域を変えるための切り口 担い手の育成	地域の活性化 農業 / その他 (ユニバーサル農業) 労働力確保
実施主体別	県	

事業名	ユニバーサル農業推進事業 (国庫・継続) 【農山漁村振興交付金 (農福連携対策)、工賃向上計画支援等事業】			
アピールポイント	農林水産業の補助労働力の確保と、障がい者の工賃向上。			
事業の趣旨	ユニバーサル農業の取組拡大に向けて、双方のニーズに応じたマッチングを促進するため、出来高制料金の普及のほか、人財を育成するとともに、県民の応援機運の醸成に取り組む。	予算額(千円)	10,881	
		内訳	国	6,653
			県	4,228
			その他	—
事業の内容等	1 円滑な作業受委託の推進 (1) マッチング促進に向けた調査・検証等の実施 ①農業経営士等及び福祉事業所の取組意向についてアンケート調査 ②出来高制料金の普及に向けた、適した作物・作業・単価の現地検討、モデル実証 ③屋内作業の取組拡大に向けた、JAなどと福祉事業所のマッチング ④福祉側の対象拡大に向けた、関係機関との情報共有 (2) 青森県ユニバーサル農業推進会議と地域連絡会議等の開催 2 人財の育成と活動の推進 (1) コーディネーターの実務研修の開催 (2) 新たな取組拡大に向けた基礎講座の開催 (3) マッチング活動の推進 (委託) 3 県民の応援機運の醸成 (1) 農業高校と特別支援学校の農業交流促進 (2) 取組を応援する企業の拡大	補助率	標準事業費	
		—	—	
実施期間	令和6～8年度	担当	構造政策課 担い手育成グループ ユニバーサル農業推進プロジェクトチーム (内線5064、直通017-734-9463)	

目的別	地域を変えるための切り口	その他（麦類の生産性向上）
	担い手の育成	集落営農
	生産基盤の整備	その他（施肥・防除体系の構築）
	機械・施設の整備	その他（施肥・防除体系の構築）
実施主体別		市町村 / 任意団体 / 地域農業再生協議会

事業名	麦類生産技術向上事業（国庫・継続）【小麦・二条大麦・六条大麦・はだか麦】 【麦類生産技術向上事業等】			
アピールポイント	麦類の地域ぐるみでの生産性向上に向けて、品質向上への取組や小麦赤かび病対策等の指導や助言を受けた生産者に対して支援する。			
事業の趣旨	品質向上や病害対策、気象変動・生産費上昇への対応などの近年の麦類を、取り巻く課題に対し、地域ぐるみで麦の生産性向上を図る産地を支援する。	予算額(千円)	64,100	
		内訳	国	64,100
			県	—
			その他	—
事業の内容等	<p>1 施肥・防除体系の構築（2,000円/10a） 品質向上への取組や小麦赤かび病対策、生産費の上昇、排水対策等の基本技術の励行の徹底など、地域ぐるみでの生産性向上に対して支援する。 《事業実施主体》 農業者の組織する団体、地域農業再生協議会、集荷団体、都道府県、市町村</p> <p>2 施肥・防除体験の構築の推進 1の事業実施主体が1の施肥・防除体系の構築を実施するに当たり必要な経費を補助する。</p> <p>3 成果目標 (1) 施肥・防除体系の確認及び指導・助言 地域の課題解決に向けて、施肥・防除体系の確認・検討を行い、その結果を踏まえ、生産者に対して指導・助言を行う。 (2) 事業効果の検証と活用 (1)の取組による事業効果を検証し、その効果を取りまとめ、技術指導資料、栽培暦、技術指針等の作成や改訂に活用する。 (3) 情報の共有と産地振興への活用 成果についてホームページへの掲載等を通じて共有し、産地の持続的な振興に活用する。</p>	補助率	標準事業費	
		定額	1の事業費の10%以内	
<p>【取組イメージ】</p> <p>Step 1 施肥・防除体系が地域の課題解決に必要な内容になっているか、確認・検討。</p> <p>Step 2 確認・検討の結果を踏まえ、事業実施主体が生産者に指導・助言を実施し、地域ぐるみで生産性の向上を推進。</p> <p>Step 3 指導・助言の内容及びその効果等を検証し、各種資料に活用。 ホームページやSNS等を通じて共有し、産地の持続的な振興に活用。</p>				
実施期間	令和8年度	担当	農産園芸課 稲作・畑作振興グループ (内線5074、直通017-734-9480)	

目的別	地域を変えるための切り口	その他（施設園芸の燃料価格高騰対策の推進）
実施主体別	県 / 農協 / 法人 / 任意団体 /	

事業名	施設園芸セーフティネット構築事業（国庫・継続） 【施設園芸等燃料価格高騰対策】			
アピールポイント	燃料価格が一定基準を上回った場合に補てん金を交付する。			
事業の趣旨	燃料価格高騰の影響を受けにくい経営構造への転換を進めるため、燃料使用量の省エネルギー化に計画的に取り組む施設園芸の産地において、燃料価格が一定基準を上回った場合に補てん金を交付するセーフティネットの構築を支援する。	予算額(千円)	64,350	
		内訳	国	32,175
			県	—
			その他	32,175
事業の内容等	<p>1 支援内容 燃料価格が一定基準（発動基準価格）を上回った場合に、あらかじめ国と農業者が1：1で積み立てた資金から、その差額に補てん対象の燃料の数量を乗じた補てん金を交付</p> <p>2 対象燃料 A重油、灯油、LPガス及びLNG</p> <p>3 対象期間 原則として、11月から翌年4月までの間。ただし、産地の作型等を勘案して、10月から翌年6月までの間を対象期間として選択</p> <p>4 発動基準価格 （令和8事業年度：令和8年7月～令和9年6月） A重油：100.2円/L、灯油：106.2円/L、 LPガス：131.1円/kg、LNG：80.5円/m³</p> <p>5 補てん対象の燃料数量 原則として、当該月の燃料の購入数量の70%とする。ただし、燃料価格が急騰した場合や、当該月の平均気温が平年を下回った場合は、補てん対象の燃料数量は引き上げられる。</p> <p>《事業実施主体》 県農業再生協議会</p> <p>《支援対象者》 農業協同組合連合会、農業協同組合、農事組合法人、農事組合法人以外の農地所有適格法人、特定農業団体、農業者の組織する団体</p>	補助率	標準事業費	
		1/2	—	
<p>【採択要件】</p> <p>1 3年間で燃料使用量を15%以上削減する「省エネルギー等対策推進計画」が策定されていること。</p> <p>2 野菜、果樹又は花きの施設園芸農家が3戸以上又は農業の常時従業者（原則年間150日以上）が5名以上であること。</p>				
実施期間	令和8～9年度	担当	農産園芸課 野菜・花き振興グループ （内線5077、直通017-734-9481）	

目的別	地域を変えるための切り口	その他（経営所得安定対策の推進）
実施主体別	県／ 地域農業再生協議会	

事業名	水田活用の直接支払交付金のうち産地交付金（国庫・継続）		
アピールポイント	県や地域が定める「水田収益力強化ビジョン」に基づき、産地づくりに向けた取組を支援する。		

事業の趣旨	地域の作物振興の設計図となる「水田収益力強化ビジョン」に基づき、高付加価値化や低コスト化を図りながら、地域の特色ある魅力的な産品の産地化を創造するため、地域の裁量で活用可能な産地交付金により、産地づくりに向けた取組を支援する。	予算額(千円)	—	
		内訳	国	—
			県	—
			その他	—

事業の内容等	1 県段階	補助率	標準事業費	
	(単位：円/10a)		—	
		対象作物等	要件等	単価
	県設定	飼料用米 (多収品種)	・ 3年以上の複数年契約 (令和6年度、令和7年度からの継続分) ・ 生産性向上の取組	12,000
			・ 令和8年度からの新規契約分 (単年契約を含む) ・ 生産性向上の取組	12,000
		米粉用米	・ 生産性向上の取組	12,000
		新市場開拓用米	・ 生産性向上の取組	12,000
		WCS用稲	・ 生産性向上の取組	12,000
		大豆	・ 作付面積の新規拡大	12,000
	国設定	子実用とうもろこし	・ 作付面積の新規拡大	12,000
そば、なたね、 新市場開拓用米		・ 作付面積に応じて助成	20,000	
新市場開拓用米 (複数年契約)		・ 3年以上の複数年契約 (令和8年からの新規契約分) ・ コメ新市場開拓等促進事業で採択された者を対象	10,000	
<p>※多収品種（えみゆたか、ゆたかまる（特認））</p> <p>県設定の単価は予算配分や本県取組実績により変更となる場合がある</p> <p>2 地域段階 各地域の実情に応じた戦略作物の生産性向上や地域振興作物の取組に助成</p>				
<p>【採択要件】 対象作物ごとの交付要件の詳細については、各地域農業再生協議会へ問い合わせること。</p>				

実施期間	令和8年度	担当	農産園芸課 企画管理グループ (内線5071、直通017-734-9479)
------	-------	----	---

目的別	地域を変えるための切り口	その他（新市場開拓用米の推進）
実施主体別	市町村 / 地域農業再生協議会	

事業名	新市場開拓用米新規拡大支援事業（県単・継続）			
アピールポイント	新市場開拓用米（輸出用米）の作付面積を拡大する取組に対して支援する。			
事業の趣旨	<p>需要に応じた主食用米の生産と水田フル活用による農業所得の向上及び競争力の高い水田農業を実現するため、新市場開拓用米の作付面積を拡大する農業者、農業法人及び集落営農組織に対し、地域農業再生協議会が行う助成に要する経費について、市町村が要する経費を支援する。</p>	予算額(千円)	6,700	
		内訳	国	—
			県	6,700
			その他	—
事業の内容等	<p>1 補助対象品目 新市場開拓用米（輸出用米）</p> <p>2 補助対象水田 経営所得安定対策等実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知）別紙1の2に定められた水田活用の直接支払交付金の交付対象水田であること。</p> <p>3 補助対象面積 令和6年度及び令和7年度のうち交付対象品目の作付面積が大きい方を基準年とし、基準年に対する令和8年度の交付対象品目の作付面積の拡大分（10アール以上）を交付対象面積とする。 ただし、単位はアール（a）単位とし、a未満は切り捨てとする。</p> <p>《事業実施主体》 市町村 《取組主体》 新市場開拓用米（輸出用米）の作付面積を拡大する農業者、農業法人及び集落営農組織</p>	補助率	標準事業費	
		定額	5,000円/10a以内	
<p>○都道府県連携型助成 国が、本支援と同額の追加的支援を行う「都道府県連携型助成」を申請する予定であり、採択となった場合、本支援と合わせて1万円/10a以内の支援を見込んでいる。 ※今後、国と協議を行うため、要件等が変更となる場合がある</p>				
実施期間	令和8年度	担当	農産園芸課 企画管理グループ (内線5071、直通017-734-9479)	

(別添1)

目的別	地域を変えるための切り口 生産基盤の整備 機械・施設の整備	スマート農業 / その他 (新たな生産方式の導入) 簡易なほ場整備 (畔取り、畦の緩傾斜化) 機械購入 / リース / スマート農機 / ドローン等の研修受講費 / その他 (データ利用に係る契約料等)
実施主体別	市町村 / 地域協議会 / 土地改良区 / 法人 / 個人 / 任意団体 / その他 ()	

事業名	スマート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業 (国庫・新規) 【スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策のうち スマート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業】
-----	--

アピールポイント	スマート農業技術 (農業機械、栽培管理システム) の導入と、簡易なほ場整備などを一体的に支援する。
----------	---

事業の趣旨	産地における品目ごとの技術課題の解決に向け、スマート農業技術及び新たな生産方式の導入を一体的に実施する取組を支援する。	予算額(千円)	152,000	
		内訳	国	152,000
			県	—
			その他	—

事業の内容等	<p>1 補助対象</p> <p>(1) 農業機械の購入又はリース導入にかかる費用</p> <p>(2) (1)に係る人材育成に要する研修受講費、データ通信等に係る契約料など</p> <p>(3) (1)で導入した機械の利用効率を高める栽培体系への転換に必要な経費 (畔取り、緩傾斜化など)</p> <p>2 支援対象者及び申請方法</p> <p>県内で事業を実施する農業者、農業団体等で、申請方法は以下のとおり</p> <p>(1) 計画認定者 (注1)</p> <p>認定を受けた計画を基に「スマート技術高度利用計画」を作成し、都道府県に申請</p> <p>(2) 計画認定者以外</p> <p>「産地スマート計画」に基づき地域協議会等の単位で申請</p> <p>注1)計画認定者：農業の生産性向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律に規定する「生産方式革新実施事業活動の実施に関する計画」の認定を受けているもの</p>	補助率	標準事業費
		国 (1)(3) 1/2以内 (2) 定額	上限事業費 (1)～(3)の 合計で2.5 億円 ただし、(2) は1,500万 円

【採択要件】

- 1 スマート農業技術と新たな生産方式の導入を一体的に行い、これに関する農業機械の導入等であること
- 2 労働生産性を5%以上向上する目標と、品目ごとに設定された「技術課題」の成果目標の両方を実現すること。
- 3 品目ごとの面積要件を満たすこと (計画認定者は除く)

実施期間	令和8年度	担当	農産園芸課 稲作・畑作振興グループ (水稻・麦・大豆) (内線5074、直通017-734-9480) 野菜・花き振興グループ (野菜・花き) (内線5078、直通017-734-9481)
------	-------	----	---

目的別	地域を変えるための切り口	その他（乾田直播栽培）
	担い手の育成 農地の利用集積	集落営農 農作業受委託 / 規模拡大
実施主体別		農業者 / 法人 / 特定農業団体 / その他農業者の組織する団体

事業名	水稻直播栽培導入促進事業（国庫・新規） 【生産力強化に向けた稲作経営モデル確立支援事業のうち水稻直播栽培導入促進事業】			
アピールポイント	過去5年、水稻乾田直播栽培を実施したことが無い生産者が専用機器を導入することなく、外部委託で試験的に播種するために必要な経費を支援する。			
事業の趣旨	経営規模拡大が見込まれる中で、労働力不足への対応策となる水稻直播栽培への挑戦を後押しするため、専用機器を導入することなく、試験的に播種作業を外部委託する取組を支援する。	予算額(千円)	10,000	
		内訳	国	10,000
			県	—
			その他	—
事業の内容等	1 補助対象 水稻乾田直播栽培の播種作業 ≪事業実施主体≫ 農業者、農事組合法人、農事組合法人以外の農地所有適格化法人、特定農業団体、その他農業者の組織する団体 2 主な成果目標 1 経営体当たりの水稻作付面積の3%以上拡大	補助率	標準事業費	
		国定額 10千円/10a	限度額等があれば記載	
【採択要件】 1 令和3年度以降直播を行っていない生産者及び令和3年度以降湛水直播のみに取り組んでおり、令和8年度に乾田直播に取り組む生産者が、播種を含む作業を農業支援サービス事業者へ外部委託する取組であること。 2 水稻（WCSを除く）の直播栽培であること。 3 令和8年4月1日以降に事業実施主体が行う取組（播種）であること。 4 本事業の取組を実施したことが確認できる書類を作成又は収集すること。				
実施期間	令和8年度	担当	農産園芸課 稲作・畑作振興グループ (内線5074、直通017-734-9480)	

目的別	地域を変えるための切り口 機械・施設の整備	その他（苗木・支柱・樹棚・雨よけハウス） 施設導入 / 機械購入
実施主体別	農協 / 個人 / 任意団体	

事業名	特産果樹産地育成・ブランド確立事業（県単・継続）			
アピールポイント	特産果樹の産地基盤の整備、生産高度化施設、集出荷機械等の整備ができる。			
事業の趣旨	特産果樹の生産振興を図るため、優良品種の導入、生産性向上施設及び品質向上施設の整備による高品質果実生産を支援するのに要する経費を補助し、産地の生産体制の強化を図る。	予算額(千円)	5,500	
		内訳	国	—
			県	5,500
			その他	—
事業の内容等	1 特産果樹導入型（新植に限る） （1）生産基盤の整備 苗木、支柱、樹棚の購入 2 特産果樹生産性向上型 （1）生産高度化施設の整備 雨よけハウス （2）集出荷機械施設の整備 簡易選果機 3 特産果樹品質向上型 （1）品質向上施設の整備 ア 低コスト簡易型ハウス イ 被覆資材巻上機（おうとう雨よけハウスへの後付けに限る） ウ 循環扇 《事業実施主体》 農業協同組合、営農集団、認定農業者、認定新規就農者等	補助率	標準事業費	
		1/4 1/3	—	
		1/3	—	
【採択要件】 1 受益戸数：営農集団の場合は3戸以上であること。 2 受益面積：生産基盤の整備は1戸当たり10a以上であること。 生産高度化施設の整備は1戸当たり10a以上（認定農業者、認定新規就農者を除く）であること。 集出荷機械の整備は1台当たり1ha以上（認定農業者、認定新規就農者を除く）であること。 品質向上施設の整備は1戸当たり10a以上（認定農業者、認定新規就農者を除く）であること。 【令和8年度実施計画等】 八戸市、鶴田町、むつ市				
実施期間	令和8～12年度	担当	りんご果樹課 戦略推進グループ (内線5149、直通017-734-9491)	

目的別	地域を変えるための切り口 生産基盤の整備	環境保全 / その他(生活環境) ほ場整備 / 暗渠排水・客土 / 用排水路 / その他(農道)
実施主体別	県 / 市町村	

事業名	集落基盤整備事業(国庫・継続) 【農山漁村地域整備交付金】			
アピールポイント	地域の農業の健全な発展を図るとともに、景観が優れ豊かで住み良い農村となるよう、農業生産基盤の整備と、交通、情報通信等の生活環境整備を総合的に推進することができる。			
事業の趣旨	地域が設定する個性ある農村振興の目標の達成が図られるよう、地域住民の参加の下、関係省庁との連携を図りつつ、地域の多様なニーズに応じた農業生産基盤の整備と農村生活環境の整備を総合的に実施する。	予算額(千円)	—	
		内訳	国	—
			県	—
			その他	—
事業の内容等	1 農業生産基盤整備事業 (1) 農業用排水施設整備 (2) 農道整備 (3) ほ場整備 (4) 農用地開発 (5) 農地防災 (6) 客土 (7) 暗きょ排水 (8) 農用地の改良又は保全 2 農村生活環境整備事業 (1) 農業集落道整備 (2) 営農飲雑用水施設整備 (3) 農業集落排水施設整備 (4) 農業集落防災安全施設整備 (5) 用地整備 (6) 活性化施設整備 (7) 地域農業活動拠点施設整備 (8) 集落環境管理施設整備 (9) 交流施設基盤整備 (10) 情報基盤施設整備 (11) 市民農園等整備 (12) 生態系保全施設等整備 (13) 地域資源利活用施設整備 (14) 施設補強整備 (15) 施設環境整備 (16) 歴史的土壌改良施設保全整備 (17) 施設集約整備 (18) 交換分合 (19) 集落土地基盤整備 《事業実施主体》 県、市町村	補助率	標準事業費	
		県営	—	
		国	50%	
		県	25%	
		【採択要件】 農村振興基本計画又はこれに準ずる計画が作成されている地区であること。 【令和8年度実施計画等】 ※実施地区なし		
実施期間	平成13年度～	担当	農村整備課 農村環境整備グループ (内線4889、直通017-734-9555)	

目的別	地域を変えるための切り口	環境保全 / その他（生活環境）
実施主体別	市町村	

事業名	農業集落排水事業（国庫・県単・継続） 【農山漁村地域整備交付金、農村整備事業】			
アピールポイント	水路に流れ込む農村の生活排水を浄化処理することにより、きれいな水を安定的に供給できる。			
事業の趣旨	農業用排水の水質保全及び農村生活環境の改善を図るため、農村集落におけるし尿と生活雑排水を処理する施設の整備を行う。	予算額(千円)	135,368	
		内訳	国	65,460
			県	4,448
			その他	65,460
事業の内容等	1 処理施設及び管路施設の整備 2 雨水排水路の整備 3 汚泥の処理施設の整備 《事業実施主体》 市町村 ※補助率の欄の県（4.5、3.5、2.5）%は、農業集落排水促進事業で助成	補助率	標準事業費	
		団体営 国 50% 県 4.5% ※H22まで採択地区 県 3.5% ※H23以降採択地区 県 2.5% ※H26以降採択地区	—	
【採択要件】 1 整備対象集落：農業振興地域内の農業集落であること。 2 受益戸数：おおむね20戸以上であること。 3 事業規模：処理対象人口がおおむね1,000人程度であること。 4 対象汚水等：し尿、生活雑排水等の汚水、汚泥又は雨水を処理する施設等であること。 5 処理水質：BOD 20 mg/l以下、SS 50 mg/l以下を原則 【令和8年度実施計画等】 1 実施地区数：3地区 2 関係市町村：青森市、弘前市				
実施期間	昭和58年度～	担当	農村整備課 農村環境整備グループ (内線4888、直通017-734-9555)	